

平成30年7月

総会議事録

萩市農業委員会

平成30年7月総会

萩市農業委員会総会議事録

7月19日（木） 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第37号 萩市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
(案)について

議案第38号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

議案第39号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議案第40号 現況確認書の交付について

○出席委員（16名）

1番 佐伯泰資	2番 吉村剛
欠席 中村博和	欠席 矢次利典
5番 長富繁美	6番 藤田芳昭
7番 烏田茂夫	8番 鈴川肇
9番 田村廣	10番 原田知美
11番 小野村壽美夫	12番 吉村榮子
13番 守永正範	14番 原川久美子
欠席 品川民雄	16番 岡崎弘明
17番 松田由美子	18番 尾木武夫
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

5番 長富繁美

13番 守永正範

○議事

事務局長 只今から、平成30年7月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会長 開会のあいさつ

議長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、5番 長富委員、13番 守永委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議長 議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。
第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第34号第1項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに畠、面積259m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は6,861m²で内容は畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんと●●●の●●●さんで持分は2分の1ずつです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが●●●に居住されており自ら耕作ができず、譲受人の●●●さんも当該農地を借りて耕作されていましたが所有者からの要望もあり自宅から近いことから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で畑、約7反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん200日、奥さんが100日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については7月3日、●●●地区担当の●●●委員さんと事務局で確認しました。申請地は●●●から南西に約900mの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、これまで申請地は譲受人の●●●さんの自宅の前ということで、●●●さんが耕作されており、取得後もこれまでと同様に野菜を作付けされる予定です。

農機具の保有状況は、耕運機2台、草刈り機4台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

16番 この件につきましては、7月3日事務局と私で確認いたしました。内容につきましては、事務局の方から説明されたとおりでございます。

現地は、畑として利用されておりまして、草が多い時期ではありますから多少周囲に草は生えていますけれど、野菜を植えてありました。家が近いということで、周囲はほとんど農地がありません。

本人さんの所でも作っておられるのでいいことだと、多少縁があつてもいいんじゃないかと思うところでございます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　関連がありますので、第2項と第3項は同時審議といたします。第2項と第3項の説明をお願いします。

事務局　議案第34号、第2項から第3項についてご説明いたします。

まず第2項の申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに畠、面積540m²です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

次に第3項の申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積419m²ほか2筆、合計2,050m²です。譲渡人は●●●の●●●さんです。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は21,419m²で内容は、田及び畠です。権利の種類は所有権移転です。

申請の理由ですが、第2項は譲受人の●●●さんが、自宅周辺に農業機械や農業用資材を保管されていましたが手狭となり、また、農業用作業場がないため、譲渡人であります●●●さん所有の当該農地の取得を希望されました。譲渡人の●●●さんも、以前、工務店をされており農業を縮小させていたことから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

また、第3項は譲受人の●●●さん所有の農地のうち山際に近い

農地は耕作をされていますが、毎年鳥獣被害に遭うことから、自宅に近い当該農地の取得を希望されました。譲渡人の●●●さんもこの地区に居住され、事情を理解され、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畑あわせて約2町1反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん120日、お母さんが120日となっております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については7月5日、●●●地区担当の●●●委員さんと●●●地域の●●●委員さん事務局とで確認しました。申請地は●●●地区で●●●から西に約2kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、第2項の農地については現在、作業小屋と畑として利用されています。取得後もこれまでと同様に小屋は農機具の保管場所や作業場、残りの部分も畑として利用される予定です。

また、第3項の農地については地目は田ですが、畑として利用されており、取得後も同様に畑として野菜を作付けされる予定です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機2台、乾燥機1台、軽トラック1台、噴霧器、防除機、草刈機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

6番 今、事務局から説明のあったとおりですが、私と●●●委員と推進委員と事務局と6名で現地確認いたしました。

2項の件につきましては、●●●さんは大工をされていて、そこ

に小屋を建てて、材料を置いておられました。現在、大工は辞められています。昔から上下いろいろな問題がありましたけど、その辺でいい方向に解決すればと思っています。今後、小屋を建て増ししてそこに乾燥機を置き、農機具などの手入をするということあります。

3項の件につきましては、基盤整備はされているんですけど、水路の関係で、水が行きにくいのでそこは畑として利用されています。当時、●●●さんがそこに小屋を建てるという計画がありましたが、その辺が難しく、今現在、●●●さんのほうが家から離れたところに畑をもっておられるんですけど、お母さんが歳をとられて遠いということもあり、親戚同士ですのでお互いの話はすぐに決まり、そこで野菜を作りたいということで、今回のような結果になりました。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第2項・第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第2項・第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長　関連がありますので、第4項と第5項は同時審議といたします。第4項と第5項の説明をお願いします。

事務局　議案第34号、第4項から第5項についてご説明いたします。

まず説明になります前に、こちらの2件に付きましては、●●●さんのオリーブ事業に関するものでございますが、以前12月に

1度申請が出ておりますが、先月改めて申請が出ましてその際、12月に出た申請の中には含まれていたんですけど、先月の申請の時に書類が間に合わなかったということで、今回2件出たものでございます。

それでは、説明に入ります。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積1,487m²ほか17筆、合計31,527m²です。譲受人は●●●番地の●●●耕作面積は459,369m²で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さん外1名です。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんは旧萩市内に居住され農業後継者もいらっしゃらず、●●●さんも自ら耕作することが困難で後継者もいらっしゃないことから、譲受人の●●●のオリーブ事業に賛同され、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、●●●に本社があり、大阪府岸和田市、兵庫県淡路市、滋賀県甲賀市において、オリーブを主に農業経営をされています。

(ビッグパットに位置図を表示)

次に今回申請のあった場所ですが、●●●から南東約6kmにある●●●です。申請のあった詳細の筆については、両サイドにあります地図のオレンジ色で着色した箇所となります。緑で着色している箇所は先月申請があった場所となります。

営農計画ですが、新規にオリーブ17,000本を植栽し、当面、収穫した実は九州オリーブ普及協会へ出荷され、将来的にはオリーブオイルやオリーブ関連商品の生産販売をされる予定です。

農機具の保有状況は、トラクター2台、トラック1台、 Yunbo 2台を所有されているほか、現地での作業にあたり、ダンプ1台、トラクター2台、草刈り機2台を購入される予定です。なお、農機具の保管につきましては、農地以外の地目に現在、倉庫があり、そこを合わせて購入し使用される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

6番 この件につきましては、前回も言ったとおりですけど、残った人の状況を言えば、確実に次の段階に入って話し合いも進んでいます。農地については、地元に残った者でやっているということで、順次出来ると思いますので、この件につきましては、前回話し合ったとおり、私としても今のところいいんじゃないかと思っておりますけど、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 先月の時に、いろいろ説明がございましたように、●●●の方が、ここでオリーブ栽培をやると強い意志を持っておられますので、先月可決成立した訳ですが、この時に書類の押印等で、申請が遅れたという事であります。

議長 それでは採決いたします。第4項・第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項・第5項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。
第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第35号、第1項についてご説明いたします。
議案は5ページでございます。

(ビッグパッドに位置図を表示)

7月3日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ900m、第2種中高層住居専用地域の宅地化が進行する地域内にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積1,332m²の内、314.67m²、申請人は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請地の隣接にある●●●さん所有の賃貸アパートの駐車場の台数が不足していることから、自己所有の農地を利用して駐車場の敷地拡張を行い、台数を15台から23台に整備するものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は宅地、南側はアパート駐車場敷地、東側は●●●さんの農地に接し、北側の畑については所有者さんから隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

配置図ですが、既存の駐車場はここに並んでいましたが、フェンスを撤去し、こちらに新たに駐車場区画を作るものです。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で既存の排水溝へ流入させ、汚水は流出しないため適当です。

被害防除計画ですが、表土を19cm剥いで、同じく19cm盛土をし、碎石敷ののち、アスファルト舗装を行います。西側宅地との境界には既存コンクリートブロック塀があり、東側の申請人の農地との境界には縁石ブロックを設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結

果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

16番　　この件につきましては、7月3日事務局と私とで確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございまして、周辺の残った農地についても野菜が少し植えてあります。隣の農地は苺の苗を育ててよそでやるということで、そこの持ち主も了解ということで問題はないと思っております。周辺が全部段々と農地が無くなってきて、アパート入居者も、一家に2台という車の保有台数が必要となってきておりますので、駐車場を増やすという申請の内容となっていました。周辺の農地も問題はないと思います。
ご審議の程、よろしくお願いします。

議長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　　それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局　　議案第36号、第1項についてご説明いたします。
議案は8ページでございます。

(ビッグパッドに位置図を表示)

7月3日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ900m、第1種低層住居専用地域の宅地化が進行した地域内にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畠、面積229m²、転用者は●●●の、●●●さんで、所有者は●●●、持ち分2分の1、●●●さん外1名です。

転用目的ですが、所有者は県外在住で土地の管理が困難なため、隣接地に居住する●●●さんに相談したところ、●●●さんが来客用の駐車場を必要としていたことから駐車場敷地として買い受けることになったものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北・西・南側は宅地、東側は道路に接しており、西側に●●●さんの自宅がございます。農地はないため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

配置図ですが、こちら側が道路で、進入口がここにあり、駐車スペース5台分を設けます。

用排水計画ですが、雨水は、地面の舗装は行わないため自然流下で地下浸透、汚水は流出しないため適当です。

被害防除計画ですが、一部表土を剥いで地ならしで整地を行います。宅地との境界にはすべて既存のブロック塀が設置されているため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

1 6 番　　この件につきましては、7月3日事務局と私とで確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。周囲が全部ブロックで囲まれて宅地ということで、ここも整地してきちんとすれば宅地というくらいで、植えてあるものは何もありませんでした。オープンガーデンでお庭を見せるというイベントをされているという関係で、お庭を見に来られた方の駐車場がないので希望されているところであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　　それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　第2項の説明をお願いします。

事務局　　議案第36号、第2項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

7月3日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は、●●●から北へ1km、第1種住居地域の、お寺と住居が混在する地域内にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積191m²、転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さん

です。

転用目的ですが、転用者は自宅前を駐車場にしていますが、自宅前の道路が狭く、来客の車や宅急便のトラックが来る際に不便なため、隣接地の所有者に相談したところ、駐車場敷地として整備するため買い受けることとなったものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は所有者の雑種地、西側はお寺所有の宅地、南側は●●●さんの自宅敷地で、西側は道路に接しており、農地はないため問題はありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

配置図ですが、●●●さんの自宅はこちらで、申請地には4台分の駐車場スペースを設けます。

用排水計画ですが、雨水は、地面の舗装等を行わないため自然流下で地下浸透、汚水は流出しないため適当です。

被害防除計画ですが、竹や雑草を伐採して整地のみを行うため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

1 6 番 この件につきましては、7月3日に事務局と私とで確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでありまして、農地の隣は雑種地で竹藪でございまして、その竹がこちらの方に3分の1は竹が生えてきて、あとは雑草ということで農地としての形態ではなっておりませんでした。道路より少し高くなっているので、水がどうこうということはないと思います。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長　第3項の説明をお願いします。

事務局　議案第36号、第3項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

7月5日に、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ1.5km、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記が田、現況が畠で、面積52m²外1筆、合計面積は1,461m²です。転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、●●●さんは現在、成牛20頭の繁殖牛経営をされていますが、このたび35頭まで増頭し、経営規模を拡大するため、新たに牛舎2棟・たい肥舎・飼料庫を建設するものです。

なお、農用地区域内農地の転用は原則として許可できませんが、このたびの転用目的は農業用施設を建設するものであり、現在、市農林振興課において、申請地について、農用地利用計画における用途区分を農地から農業用施設用地に変更する手続きを行っています。用途区分の変更を行うことで、農用地区域内農地の転用許可が可能となります。

(ビッグパッドに分間図を表示)

つづきまして、隣接農地の関係ですが、北側・西側は山林と原野で、北側には●●●さんの既存の牛舎が建っています。南側・東側は道路に接しているため農地はなく、問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に、配置図ですが、●●●さんの既存の牛舎があるのはこちら側です。牛舎2棟とたい肥舎、飼料庫をこのように配置します。

建物敷地の合計面積は、551.6m²です。

用排水計画ですが、雨水は、建物周囲にU字溝またはアスファルトで傾斜をつけ側溝とし自然流下させ、排水口から道路側溝へ流入させます。汚水は流出しないため適当です。

被害防除計画ですが、敷地全体を15cmの碎石敷とし、建物周りは一部コンクリート舗装を行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、申請地は●●●土地改良区内の農地であるため、本申請に係る農地転用については協議が整い、同土地改良区として差し支えない旨の意見書が添付されています。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

9番 7月3日に、事務局3名と●●●推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで、現在ここは、牧草や放牧地にしたりしているところで、牛を飼ったり、お墓ということで申請がありまして、この畠は元々は田んぼでしたけれど、水利も悪く牧草用に利用されています。何ら問題はないと思います。申請者の●●●さんは、10数年前に関東の方から来られて、牛が好きで牛を飼いたいということで探しておられた時、丁度と言っていいのか分かりませ

んが、私の部落の●●●さんのお父さんがこの場所で畜産をやっておられまして、亡くなられた後その話がありまして、もう 10 数年間、●●●さんが畜産をやっておられます。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第37号萩市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)についてを、議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第37号萩市農業委員会「農地の利用と最適化の推進に関する指針」(案)について説明いたします。

農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行されたことから、農業委員会においては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化等「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられました。

資料の14ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第7条の第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について指針を定めることとなります。

また、この指針を定めるときは、同法第7条の第2項の規定により、推進委員の意見を聴くこととなっております。去る5月23日の農地利用最適化推進委員会議で指針(案)について説明し、意見

を求めるところであります。

また、6月19日の協議会においてご説明申し上げ、委員の皆様に意見を求めたところでございます。議案の10ページから13ページにこの指針の目標と推進方法等をお示ししております。

なお、この指針については、承認後、農業委員会等に関する法律第7条の第3項の規定により、萩市のホームページで公表する予定でございます。また指針を定めた後、変更があれば、また、農地利用最適化推進委員の意見を聞き変更することが可能でございます。以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長　只今、事務局の方から説明がありました。ご質問はございませんか。

計画は計画ですが、このとおりに行けばいいのですが。

事務局　この計画は、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地を0%にすることを目標にしており、それで計画を立てています。これを実際に達成出来るかというと、かなり厳しいというそれ以上のものでございますが、ご了解いただければと思います。農地の集積率についても国については80%を求めております。萩市の方では、平成36年度を目安に60%としていますので、平成35年度末で、55%の集積率としています。こちらについても実際には、かなり厳しいと思います。これから新たな農業法人が出来るか、あるいは新規参入がどれくらいあるかというのも、ある程度の目安で担い手、それからさらに農地拡大が出来るかというその辺のこともあります。ただ厳しいものではありますが、当初の農用地の集積率を60%にするという、その大前提がございますので、それに合わせて作っております。目標達成することは、厳しいとお考えかもしれません、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議長　資料の中に農地パトロールの案と、資料の12ページに「農地中間管理機構との連携について」のなかで、農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の

活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うと書いてありますが、この農地パトロールが関連あると思うんですけど、農地パトロールの中にいろんな意見がありましたけど、回って見てこれはもうだめだ農地から落とそうということで、周りからどうかしてもらわないと困るということで、その関係者の方にお願いをするとかいったことはしていますが、今後このプランを推進していく中で、農家の皆さんのが農地を持って耕作している。よその田んぼを預かって耕作されておられる。いろんな立場の方がおられると思いますけど、これらの方の意向が分からぬので、何か分かるものがありますか。

事務局 協議会のほうで説明があるかと思いますが、貸付人と借受人の利用権設定の手続きをしていただきますが、それと別に営農をどれくらいの規模でやっているか、今後どのようにされるか、その辺を借り手、貸し手両方の意向を把握出来るような様式も合わせて添付して、印鑑を頂こうと思っています。その辺で意向がわかってくるのではないかと思います。

議長 これは、利用権設定をしようとする人たちの問題で、全体的な萩市の農家の皆さんの意向かどうかは分からぬ。他の農業委員会では、そういうものを踏まえて意向調査、アンケート調査をしたという所もあります。できればこういった農地パトロールにしても、先ほど言われた貸し借りの問題にしても、適切な農地の集積をするにしても、何か資料が欲しいわけです。例えばこの地区であれば、まだ農地を預かって耕作できるということが分かればその人に預ける。あるいはもう農家を辞めたいので、誰かいい人がいれば買ってくれないだろうか、という意向の人もおられるでしょうが、そういう事が分かるものがあって、農地パトロールなり、今回のプランについての推進をしていくということが、一番可能じゃないかと思うんです。ただ農地パトロールで歩いて×を付けたり○を付けたりするだけが、農地パトロールではなかろうと思いますが、その辺りどうですかね。アンケートとなりますと大変な労力も要します。農業委員だけでは出来ません。幸いに推進委員さんもおられますから共同でもって、例えば自分の所の農地の状況をそれぞれ皆さんのが把握しながら、農地パトロールなり、このプランを推進するという方向ではどうであろうかと考えているところです。

6 番 農地中間管理機構の●●●さんと話をしているんですけど、法人としての条件が合わないところはもう離していく、もう経営が維持出来ないという法人も出てきています。今まででは条件の悪いところも、ある程度面積的に被って法人が受けてやってきたんですけど、ここ最近いろんな条件が重なって、ある程度縮小しても守るところは守っていく、守られないところはもう離していくという法人の動きも出てきています。中間管理機構あたりもそういったところを受けて、やれるのですかと聞いたら、受け手がないところは受けませんということで、じゃあ農業委員会ではなくて中間管理機構を通してすべてやってもらえばいいんじゃないかという話の方向になってきているのですけれど、実際には中間管理機構もそういう条件では受けられないという、矛盾な点が出てきているんですけど、その辺りで局長さんの考え方は若干のずれが出てきているんじゃないかな、その辺の現実はどうでしょうか。

事務局 法人としても条件が悪い、あるいは狭い農地については、手放すということでございます。本当に守るべき農地、あるいはしかたないと言ってはいけないんですけども、そうでない農地を区別することを、避けることはできないと考えてはいます。

あと中間管理機構の受け手のない農地は、2年間預かったらお返しする。ただし中間管理機構は、1,000m²に満たない農地、農用地以外の農地については原則受けません。中間管理機構が受けない農地については、自分で借受人を見つける。あるいは自作する、あるいは保全管理だけでもする、もうそれも出来ないという、農地の所有者の意向を確認して区別していかざるを得ない部分もあるかと思います。

いずれ、農業委員会の方で現況確認等で農地判定をいたしますけども、所有者が耕作せずに荒らしてしまった農地が、10年以上経てば非農地の判定等出来るところもありますけども、それまでに守っていく農地、そうではない農地を分けて行かざるを得ない部分はあると思っております。

議長 先ほど説明があったように、それぞれ貸し手、借り手の意向についての調査にすると、農地パトロールの関係が出ておりますので、とりあえず農地パトロールの説明の中で深めていきたいと思いますので、この案件についてのご意見はここで一応終えまして、採決い

たしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

1 8 番 60%の集積計画、今現実、萩管内は36.8%の実績でなかろうかと思います。●●●については、80%いくと思います。農事組合法人がまだまだおりますが、現実、●●●委員が言われたように、もうそれぞれの法人が、今の体制では農地が集積出来ないからという空気が大変強い、そういう中で条件の厳しいところを集積するということは大変だという感じがいたしますので、各法人に隣接する周辺、これを集積する余力あるかどうか、その中で調査したほうが結果的には早い感じがいたします。誰かに預かってほしいという人がだんだん増えるんですが、それが厳しいという、中間管理機構が言われたように、まず手を出さない、出しても預かるところがないというようなことになりますので、この計画を賛成するには大変厳しい気がするんです。少しでも集積出来るような方法、法人に頼るか新しい担い手が地域をまとめて、いい感じにするという方法しかないと思うんです。最初は、個人個人が農業をやっていたけど農機具は上がる、農産物価格はそのわりには上がらないということで、特定農業団体が出来て、特定農業団体を法人に変えなさいという指導があって、農事組合法人に変えるまでは順調に進んできたけれども、法人にしてからなかなか前に進みにくい、担い手が入らない、高齢化が進んできた、条件が特別よければいいと、いろいろあるけど厳しいというような意見が大変強いため、計画をこのまま認めると後が大変ではないかという感じがしますが、その点いいですか。

議長 厳しいご指摘でございますが、政府が決めた目標に合わせて作った。現実味を帯びていない計画だと私も思います。

それで今、離して考えようと言い方をしたのですが、●●●委員から言われたように、現実がわかっていないんですね。それぞれの法人にしても個人にしても、どういう意向でおられるか、法人の経営をどういう風に方向付けしていくか、法人が今一番困っているのが働き手がない、後継者がいない、だんだん高齢化してくる中で、手間がかかる現場については、切り離していくという方向で動いている。これが事実でございます。これから先どうするのか我々も見えてきていないし、事務局も分かっていないと思います。法人は、年1回報告書を出す、収支決算その他で、農業法人として適切かどうかということを見るだけの報告書は出ているけど、将来どうする

かと言うことは分かっていない。個人農家にしても法人にしても、意向調査をすることで、もう少し中身を深めた内容によって農地パトロールをするなり、プランの推進をするなりという方向でないと、ただ机上の理論でこういう計画を立てましたからお願ひしますとなっていますが、ほとんど真実味のない、現実味のない計画だろうと思います。今、●●●委員が指摘されたとおりだと思います。

6 番 結局今、法人のなかで良い法人、悪い法人の差がついている。はたしてどう残るかとなると、次の後継者がいない、次の社長を捜さないといけない、社長が居ないとなると、誰か共同の企業体なんかに入っていって、将来的にお互いに助け合ってやっていくという風になってくる。現実に国の補助金もなくなり、米の単価も下がり、TPPやいろんな問題で、農産物を作るのか、米の価格が将来的に安定していくのか目に見えていない。非常に法人の中では苦しい選択に迫られて、いろんな新しい作物に手を出しながら模索しながら考えてやっているというのが現実です。その辺の障害も、現実も分かっていない、関係機関にいくら説明に行っても、それを理解してこういった案はどうかとか、指導や指摘も出してもらえないのが現実です。

議 長 非常に矛盾した計画案なのですけれど、事務局にお尋ねしますが、基本的に平成35年には遊休農地を0%にするという事を1番においてこの計画を立てられておるのですが、本当に出来ると思いますか。

事務局 遊休農地を純粹に減らしていくということなのですけれど、法人が条件の悪い農地を外していって、それを誰かが集積出来るかどうかそれも難しい。現在の遊休農地を減らしていっても、新たに次から次へと発生するという可能性がある。遊休農地を0%にするというのは、計画どおり以上に遊休農地を減らしていっても、結果としては同じくらい遊休農地が発生していく可能性がある。そういう意味で正直無理なところはある。また利用権がある農地も、担い手さんが高齢化して自分の農地を守るのが精一杯で、お返ししようということになれば、集積率も55%と言うのは難しい。農地面積での割合になると、遊休農地を農地判断で非農地にしたら、集積率は達成するかもしれませんけれど、現在ではこの数値と言うのは

かなり厳しい。

議長 それでもこれを作らなければならないという理由は何ですか。

事務局 法律の中で、これを作らなければならぬというのがあるって、農地利用最適化交付金を得るためには、これを作るという条件になっています。

議長 1番は国の方針ということで、かなり無理な計画が立ててある。遊休農地にしても、今荒れているところを非農地に認定していって、外していくべき率が下がるかもしれません、今の状況でこれを0%にするという事はとてもじゃないけど出来ません。今、事務局が本音を申しましたが、国の方針、資金関係などの込み合いでこれを作らなければいけないという、苦渋の計画案にしか考えられない状況でございます。他のところもこういう形で、0%の計画で出していますか。

事務局 県内でこれを作っているところはすべて0%です。集積率は国としては80%ですので、80%にしているところもあります。それぞれの市の計画の中で、低いところもあれば高いところもあります。萩市は平成36年度60%を目指していて、集積率は35年度末で55%になる計画を出しています。

1番 非農地をどんどん増やせばいい。それでこれを0%にできるのでは。

議長 実際に、不在地主の方が結構農地を持っておられる、そういう人達は、私の代で何とか整理をしておきたいということで、買ってくれる人がおればと探しておられる。実は、私もそういうのがあります、私の場合は、もう萩には縁のある方がおられなくて、兵庫県のほうにおられる方だったのですけど、萩にあるものを全部処分したい、こういった方がこれからどんどん増えていくと思います。今、●●●さんからもありましたが、農地判定した時に、判定の中で農地から外していくべき、当然遊休農地の割合は下がっていくわけですけど、これはもうしょうがないので落としていくという裏づけが、例えばその農家が農地を持っておられる方が、もう私はここで農業

をする、あるいは耕作をする意思は全くありませんという風なことになれば、落とすことも易しくなると思います。あるいは法人が持っている土地も、もうこれが限界で、これ以上はできない、ここからここまで外すよといった意向がわからないと、我々も動きが鈍くなる、それでこういった意向調査をしたらどうだろうかと提案したわけですけど、そういう農家の皆さん、農地をもっておられる地主の皆さんの意向を反映したかたちで、整理をしていくといったことも必要じゃないかと思います。

今、事務局は本当に苦しい意見を申したんですけど、この案につきましては、一応これでもう認めて、我々農業委員がやるべき仕事は、真実味のある内容でもって、今後農地パトロールであったり、農地の貸し借りであったりといったことに、注視していく、注力していく必要があるのではないかと思うんですけど、いかがでございましょうか。

1 番 それしかない。

議 長 ここは、事務局の顔を立てて、この案について賛同いただいたということでおろしいですか。ほかにありますか。

1 6 番 議案10ページの遊休農地の発生防止・解消についての、遊休農地の解消目標の管内の農地面積の（A）現状4, 600haについては、これだけ管内の農地面積があるということですよね。その内の80haが遊休農地面積ということですよね。そうするとMAX遊休農地面積を入れて4, 600haということですね。そうすると下の、平成35年度末目標の遊休農地面積を0haにして管内の農地面積4, 520haということは、それだけ遊休農地面積を減らしていくという解釈でいいですか、作るのではなく減らしてゆくということですね。それならさっき言われた内容と合ってきますので。

議 長 そのとおりです。本当に矛盾だらけの案でございますが、今の状況をご理解いただいて、一応承認したということにします。

(報告事案ー1)

議長 議案第38号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」を、議題に供します。

第1項から第2項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第38号について説明いたします。

こちらの案件につきましては、●●●地域で●●●さんのオリーブ事業が行われるという事で、地元の営農を続けられる人、今回の議案につきましては、●●●さんになりますが、自宅周辺の農地を●●●さんの農地の売買事業を活用されて集積されるものでございます。

それでは、説明いたします。

通常の3条による所有権移転であれば、農業委員会での議決が必要となり、許可も決議されてからとなります。漢数字で十三と記載しております部分。横線付の太字部分に記載しております、農地利用集積円滑化団体又は、農地中間管理機構が行う、農地売買事業につきましては、届出は必要ですが、許可不要案件となっております。あわせて、今回の案件につきましては、萩市農業委員会のあっせん事業も行っており、6月20日にあっせん会議を行い、●●●地域の●●●委員さんと●●●委員さんに御出席いただいております。

申請地は、大字●●●番、登記・現況地目ともに畠、面積3,166m²ほか9筆、合計22,825m²です。

今後、土地所有者から一旦、●●●が購入し、のちに●●●さんへ売られることになります。

こちらにつきましては、来月の総会で3条で議案提出する予定としております。この●●●さんの外に、●●●で営農を続けられる方が、数名いらっしゃるんですけども、そちらにつきましても、今、お一人の方はもう暫くしたら手続きの方を行なって、残りの方もまとまりしだい手続きを進めて同じように、●●●さんの売買事業を使って取得する予定となっています。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 農地中間管理機構を通すという事で、二段構えの3条というかたちになります。

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第38号の報告は終わります。

(報告事案一2)

議長 議案第39号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を、議題に供します。

第1項から第2項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第39号、第1項から第2項についてご説明いたします。
議案は18ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積、1, 586m²の内60m²、転用者は●●●の●●●さんで、転用目的はたい肥を作るための農業用倉庫を設置するものです。届出地は、●●●から南東へ2.4kmに位置し、届出人の農地内に建設するもので、隣接農地は問題ありません。

用排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は出ないため適当です。被害防除計画ですが、表土を剥いで砂利敷とし、農舎内部はコンクリート張りとするもので、土砂の流出等はなく適当です。

続きまして第2項、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積、1, 306m²の内91.70m²、転用者は●●●、●●●さんで、転用目的は農機具を収納するための農業用倉庫を設置するものです。

届出地は、●●●から南へ3.2kmに位置し、北側は道路、南側は赤道に接し、東側・西側は届出人の農地であるため、隣接農地は問題ありません。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で南側側溝へ流入させ、汚水は発生しないため適当です。被害防除計画ですが、表土を剥いだのち整地を行うもので、土砂の流出等はなく適当です。

以上、2件の届出がありましたので報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第39号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第40号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。
事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第40号についてご説明いたします。
議案は20ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から南西へ600mに位置する●●●番、
登記地目は畠、面積119m²で、申請人は●●●、●●●さんです。

申立てによると、申請地は●●●番の土地に家を建築して以来、
60年以上前から宅地の敷地として利用している。

7月3日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、
木造平家建の居宅の敷地として庭として一体利用されており、農地
としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第40号の報告は終わります。

議長　以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会　総会を閉会いたします。

午前10時53分　閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年7月19日

萩市農業委員会会長

片岡 喜雄

委員

宇永 正義

委員

長島 雄美